相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市西区発寒一二条一丁目九番、最後の住所札幌市手稲区富丘二条三丁目一八番一三号　被相続人　亡　三井　千秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

事務所札幌市中央区大通西八丁目レジディア大通四三階名倉法律事務所　相続財産管理人　弁護士　名倉　一誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都目黒区祐天寺一丁目二一三七番地、最後の住所東京都中野区南台二丁目五一番七―五一〇号　被相続人　亡　山本　道弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　後藤　高志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市北野四丁目二番、最後の住所東京都三鷹市北野四丁目二番四号　被相続人　亡　福永　政之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目八番地、最後の住所東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目一二番一二号　被相続人　亡　小山　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　高橋　元弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県我孫子市中里二一番地、最後の住所千葉県我孫子市中里二一番地の三　被相続人　亡　中野　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

事務所東京都千代田区平河町二丁目七番四号砂防会館別館Ａ七階東フロンティア法律事務所　相続財産管理人　弁護士　勝又　祐一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市下殿岡九四五番地四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　丹羽　攻

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

事務所長野県飯田市高羽町一丁目五番地六後田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　後田　寿久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県諏訪市小和田南三〇四九番地、最後の住所長野県諏訪市小和田南二番一号　被相続人　亡　後藤　一輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

長野県諏訪市湖岸通り四丁目九番一一号弁護士法人斎藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　齋藤　泰史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市兵庫区和田宮通二丁目四三番地二〇、最後の住所大阪府池田市吉田町二一五番地　被相続人　亡　樋口　幸司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

大阪市北区西天満一丁目八番九号ヴィークタワーＯＳＡＫＡ一九〇三　相続財産管理人　弁護士　川本　哲治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県徳島市住吉四丁目五三一番地、最後の住所兵庫県西宮市段上町六丁目二二番一五の六〇三号　被相続人　亡　丸島　吾朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一〇号第二法友会館三階　かけはし法律事務所　相続財産管理人　杉浦　健二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県美作市三保原三六八番地二、最後の住所岡山県美作市福本七二七番地　被相続人　亡　青山　勝廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

菊池綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菊池　捷男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡東区東丸山町一〇二番地、最後の住所山口県防府市大字向島六三一番地の二　被相続人　亡　本多　幸信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

山口県防府市大字向島六二八番地　相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市西の土居町二丁目乙二七九番地、最後の住所熊本県玉名郡長洲町大字長洲二一六八番地三三　被相続人　亡　徳永　玲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

事務所熊本県玉名市繁根木四〇番地三　相続財産管理人　武澤　昭弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県玉名市天水町小天六四一八番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三村美貴男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年八月三十日

事務所熊本県玉名市中一〇二七番地七　相続財産管理人　前田　敬一

第25期決算公告　平成24年６月18日

栃木県小山市大字横倉新田470番地４

五十鈴関東株式会社

代表取締役社長　牛島　淳一

貸借対照表の要旨（平成24年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	7,139,496
	固定資産	149,752
	資産合計	**7,289,249**
負債及び純資産の部	流動負債	6,554,130
	固定負債	4,864
	当期主要資金	27,179
	資本金	700,417
	利益剰余金	220,000
	利益準備金	480,417
	その他利益剰余金	10,028
	（うち当期純利益）	470,389
	評価・換算差額等	(33,508)
	負債・純資産合計	2,656
		7,289,249